

会長、副会長および理事の報酬支給基準

第1条 会長、副会長および理事（定款に定める専務理事を含む。）（以下「会長等」と総称する。）の報酬の支給については、この基準の定めるところによる。

第2条 会長等の報酬は、月額報酬および期末報酬とし、年度ごとに経営委員会の議決により定める。

第3条 期末報酬は年2回、上期、下期に分けて支給することとし、その支給算定期間（以下「算定期間」という。）は、次のとおりとする。

上期 前年10月1日から3月31日までの6か月

下期 4月1日から9月30日までの6か月

2 経営委員会は、会長等の前年度の業績評価の結果により、上期の期末報酬を増額または減額できるものとする。

第4条 月額報酬は毎月20日を支給日とし、期末報酬は上期は6月10日、下期は12月10日を支給日とする。ただし、支給日が休日に当たるときは、その前日に支給する。

第5条 月の中途および第3条に定める算定期間の中途において、新たに会長等に任命されたとき、または会長等が退職もしくは死亡したときの報酬は、次のとおりとする。

- (1) その月の月額報酬は日割をもって計算した額を支給する。
- (2) 期末報酬は、第3条に定める算定期間のうち在職した月数を6で除した割合を乗じた額を支給する。

2 前項の報酬は、前条で規定する支給日にかかわらず、支給することができる。

第6条 月の中途および第3条に定める算定期間の中途において、会長等が異なる役職に任命されたときの報酬は、次のとおりとする。

(1) その月の月額報酬は両者の報酬を比較していずれか高い額を支給する。

(2) 期末報酬は、異なる役職ごとの期末報酬にそれぞれの在職した月数を6で除した割合を乗じた額の合計額とする。

2 前項の報酬は、第4条で規定する支給日にかかわらず、支給することができる。

第7条 この基準により計算した金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

付 則

1 発 効 日

この基準は、平成20年5月29日から効力を生じるものとする。

平成 29 年度 会長等の標準報酬

役 職	月額報酬	期末報酬 (各 期)	年間報酬額
会 長	2,110,000 円	2,800,000 円	30,920,000 円
副会長	1,830,000 円	2,470,000 円	26,900,000 円
専務理事	1,600,000 円	2,200,000 円	23,600,000 円
理 事	1,490,000 円	2,090,000 円	22,060,000 円

(注) 上期の期末報酬については、経営委員会が行う役員の前年度の業績評価の結果により、年間報酬額の10%を上限に増額または減額することがある。ただし、減額は期末報酬額を限度とする。